

社会福祉法人札幌肢体不自由福祉会評議員会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人札幌肢体不自由福祉会(以下「法人」という。)の評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 評議員会の種類及び招集

(評議員会の種類)

第2条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とし、前者は毎年1回6月に理事会の決議に基づき、理事会がこれを招集する。

2 前項にかかわらず、理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の招集の請求をした評議員は、次の場合には、札幌地方裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の手続)

第3条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

(1) 評議員会の日時及び場所

(2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項

(3) 次に掲げる事項が評議員会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要

イ 役員等の選任

ロ 役員等の報酬等

ハ 事業の全部の譲渡

ニ 定款の変更

ホ 合併

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第4条 評議員会を招集するには、理事長(第2条第3項の規定により評議員が評議員会

を招集する場合にあつてはその評議員、次項において同じ)は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して書面でその通知をしなければならない。

- 2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- 3 前二項の通知には、第3条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録する。

(招集手続の省略)

第5条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく開催することができる。

- 2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

第3条 評議員会の議事

(議長)

第6条 評議員会の議長は、開始の都度、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(評議員提案権)

第7条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日々の4週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録して通知することを請求することができる。

- 2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

(定足数)

第8条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

- 2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

(評議員会の決議事項)

第9条 評議員会は、社会福祉法及び定款に定める次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の補欠の選任
- (3) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準の承認及びその変更の承認
- (4) 各会計年度の計算書類(貸借対照表及び収支計算書)の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 社会福祉充実計画の承認及びその変更の承認
 - (7) 理事、監事の責任の免除
 - (8) 理事、監事又は評議員の責任の一部免除後に退職慰労金その他の財産上の利益を与えることの承認
 - (9) 理事、監事の定款の定めによる理事会の決議での責任の一部免除後に退職慰労金その他の財産上の利益を与えることの承認
 - (10) 理事、監事の責任限定契約による責任の一部免除後に退職慰労金その他の財産上の利益を与えることの承認
 - (11) 解散
 - (12) 吸収合併契約の承認
 - (13) 新設合併契約の承認
 - (14) 清算人の選任及び解任
 - (15) 清算法人の財産目録等(財産目録及び貸借対照表)の承認
 - (16) 監事設置清算法人又は清算人会設置法人の貸借対照表の承認
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係る招集通知に記載又は記録された事項以外の事項については、決議することはできない。

(議 決)

第10条 評議員会の議事は、議決に加わることができる評議員現在数の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。この場合においては、議長は、評議員として表決に加わることはできない。

2 前項にかかわらず、次に掲げる決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 理事、監事の責任の一部免除
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 吸収合併契約の承認
- (6) 新設合併契約の承認

3 前二項の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第11条 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなすものとする。

(報告の省略)

第12条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなすものとする。

(議事録)

第13条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、別表に掲げる事項を記載又は記録し、議長及び選任された評議員は、これに記名押印しなければならない。

(議事録の配布)

第14条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 事務局

(事務局)

第15条 評議員会の事務局には、法人本部事務局がこれに当たる。

第5章 雑 則

(改 廃)

第16条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

議事録記載事項

(1) 通常の評議員会

- ① 開催日時、場所
- ② 議事の経過の要領及びその結果
- ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- ④ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - ニ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
- ⑤ 出席した評議員、理事、監事の氏名
- ⑥ 議長が存するときは議長の氏名
- ⑦ 議事録作成者の氏名

(イ) 決議の省略の場合

- ① 決議があったものとみなされた事項の内容
- ② 決議があったものとみなされた事項の提案をした者の氏名
- ③ 決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(ウ) 評議員会への報告の省略の場合

- ① 報告があったものとみなされた事項の内容
- ② 報告があったものとみなされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名